

議案第3号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在

しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(企業立地等事業に係る知事の認定の特例)</p> <p>第 2 条の 2 <u>平成22年 2 月 1 日から平成23年 3 月31日までの間に</u> 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時雇用 労働者の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業に属 する事業を営むもの（製造業に属する事業又は当該事業に関連 して営む事業の用に供する工場等を県内の地域に設置している 者に限る。）が新增設事業を実施する場合における前条第 1 項 第 2 号の知事の認定に係る同号アの規定の適用については、同 号ア中「<u>1 億円</u>」とあるのは「<u>3,000万円</u>」と、「<u>10人以上</u>」 とあるのは「<u>3人以上</u>」とする。</p>	<p>(企業立地等事業に係る知事の認定の特例)</p> <p>第 2 条の 2 <u>平成20年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日までの間に</u> 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時雇用 労働者の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業に属 する事業を営むもの（製造業に属する事業又は当該事業に関連 して営む事業の用に供する工場等を県内の地域に設置している 者に限る。<u>以下「県内中小製造業者」という。</u>）が新增設事業 を実施する場合における前条第 1 項第 2 号の知事の認定に係る 同号アの規定の適用については、同号ア中「<u>10人以上</u>」とある のは、「<u>5人以上</u>」とする。</p> <p>2 <u>平成21年 2 月 1 日から平成23年 3 月31日までの間に県内中小</u> <u>製造業者が新增設事業を実施する場合における前条第 1 項第 2</u> <u>号の知事の認定に係る同号アの規定の適用については、同号ア</u></p>

中「1億円」とあるのは、「5,000万円」とする。

附 則

この条例は、平成22年2月1日から施行する。